

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和4年6月1日作成)

法令名	職業能力開発促進法
根拠条項	第29条第1項
処分の概要	職業訓練指導員免許の取消
法令の定め	・職業能力開発促進法 第29条第1項 ・職業能力開発促進法 第28条第5項
処分基準	「未設定」イ 処分基準が法令の定めに言い尽くされているため
処分担当課	各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課(電話番号:)
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kijun.html)